

山都町立図書館空調機器リース仕様書

1. 総則

本仕様書は、山都町立図書館本館における空調機器一式の賃貸借について定める。

2. 導入の目的・概要

この仕様書は、山都町有施設で使用している空調機器の導入を図ることで、より効果的な消費電力量削減に伴う温室効果ガス削減及び維持経費削減を目的としている。そのため、空調機器の本来の機能を維持し、常時良好な状態において使用できるように、賃貸者は誠意をもって確実に実施するものとする。

また、本事業により「省エネ法」・「山都町地球温暖化対策実行計画」等、節電・省エネ関連計画の削減目標達成に向けた取組みを推進する。

3. 概要

(住所) 〒861-3514 熊本県上益城郡山都町城原 169-1

(名称) 山都町立図書館

(2) 賃貸借物品

空調機器一式 (別紙 空調機器賃貸借物品一覧参照)

その他、取付けに必要な資材

(3) 設置期限

令和7年8月31日

(4) 賃貸借期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日 (空調機器設置完了から5年間)

(5) リース料の支払い

リース月のリース料を翌月に請求し、正規の請求書が提出された日から30日以内に支払う。

(6) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸借契約期間満了時、賃借人が継続使用を申し出た場合は、無償譲渡とする。

4. 提出書類

(1) 作業写真

設置前、作業の経過、設置後の様子が分かるもの

5. 要求要件

(1) 空調機器 (物品) の調達

空調機器及び付属部品を交換する場合は、未使用品であることとする。

(2) 設置工事

空調機器の納入及び設置を行うこととする。

(3) 梱包材や既存蛍光灯管等の撤去処分

梱包材や取り外した空調設備は受注者で処分とする。

(4) 保証期間

保証期間は、空調機器の設置完了の日から5年間とする。

6. 工事（設置）仕様

(1) 設置する者は、第二種電気工事士の資格を有する者とする。

(2) 設置する者は、機器の設置方法と場所等について発注者と十分に協議すること。

(3) 室内機は、照明機器や火災感知機器類への影響、室内全体を冷暖房等することに配慮し、支障のない位置であることを確認し、支障がある場合は発注者と協議の上、決定すること。

(4) 室内機の設置は、アンカーボルト等で構造体へ行い、耐力上安全なものとする。

(5) ドレン管は、原則、雨水排水等へ接続すること。ただし、現場の状況により接続しづらい場合は、発注者と協議の上、決定すること。

(6) 室外機は、アンクル等を用い、建物等へ堅固に設置し、転倒防止措置を施すこと。

(7) 搬入納品に伴う梱包材及び設置に伴う現場発生材の処分、設置に係る電源、配線等一切の費用は本借入に含む。

(8) 設置及び撤去完了時において、発注者の検査を受けること。

(9) 設置作業に使用する雑材はすべて新品とする。

(10) 契約後、速やかに工程表について、施設管理担当者の承諾を受けること。

(11) 設置作業にあたっての安全管理については、施設管理担当者等と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。

(12) 設置作業において発生する軽微な建築工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

(13) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理担当者等と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。

(14) 作業中は粉塵の飛散には十分注意し、養生を行うこと。

(15) 作業終了後は床の清掃を行うこと。

(16) 設置作業時間帯は、施設管理担当者の指示に従うこと。

(17) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築工事（改修工事）標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完すること。

(18) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に質疑が生じた場合、発注者と協議すること。

7. 物品の性能保証・点検保守内容

- (1) 賃貸借期間満了時まで物品性能維持の保証を行うこと。
- (2) 障害発生時は、迅速かつ適切に物品の取替え、代替え、修理等を行うこと。
- (3) 設置作業終了後、障害発生時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生し対応した場合は、その都度、文書による報告書を提出すること。

8. その他、特記

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行い作業を実施すること。また、調査等において仕様書等の相違を発見した場合には、速やかに監督員へ報告し、協議する。
- (2) 納入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し施設管理担当の承諾を得る。
- (3) 作業車・運搬車・敷地内における車両の駐停車については、事前に施設管理担当者の承諾を得る。
- (4) 勤務時間外の作業は、事前に時間外作業届を施設管理担当者へ提出する。
- (5) 賃貸借期間の開始は検査に合格した時点からとするが、検収が認められたものから順次使用を認めるものとする。

9. 問い合わせ先

山都町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係